

# 国立大学法人弘前大学と株式会社青森銀行との連携協力協定書

国立大学法人弘前大学（以下「甲」という。）と株式会社青森銀行（以下「乙」という。）は、地域の貢献と相互の発展に資するため、互いに有する資源に基づく交流を促進し、様々な分野で連携協力するため、次のとおり協定書を締結する。

## （目的）

第1条 甲及び乙は、それぞれが保有する知的・人的資源等を有機的に活用し、地域の発展と産業の振興に寄与することを目的として、相互に連携協力をを行うものとする。

## （連携協力）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携協力するものとする。

- (1) 地域文化・地域産業の発展と地域の課題に関する情報交換及び支援
- (2) 新技術・新規事業分野及び事業化（大学発ベンチャー等）に関する情報交換及び支援
- (3) 教育、人材育成及び生涯学習に関する支援
- (4) 地域経済の研究に関する情報交換及び支援
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事業

2 前項の各事項に関する具体的な活動内容については、個別に甲乙協議を行ったうえで決定する。

## （秘密保持）

第3条 甲及び乙は、前条の連携協力により相手方から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。）を、相手方の事前の承諾を得ず第三者に開示若しくは漏洩し、又は第1条に定める目的以外の目的で利用してはならない。ただし、次に掲げる情報は除くものとする。

- (1) 相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は相手方からの提供後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から提供を受けたときに既に保有していたもの、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に開発したもの
- (4) 法令により開示を求められたもの

2 甲及び乙は、前条の連携協力に係る情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

3 甲及び乙は、本協定が第4条に定める有効期間の満了又は第5条第1項による解除により効力を失った後も、前2項による秘密保持の義務を負うものとする。

## （協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

## （協定の解除）

第5条 甲又は乙は、相手方に対して1か月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に対して何ら責任を負うことなく本協定を解除することができる。

2 前項の場合において、甲及び乙は、実施中である個別案件の取り扱いについて別途協議するものとする。

## （協議解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用にあたり疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

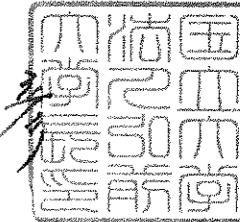
この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成19年4月25日

青森県弘前市文京町1番地

（甲） 国立大学法人弘前大学長

遠藤正



青森市橋本一丁目9番30号

（乙） 株式会社青森銀行

取締役頭取

加藤善貞



## 株式会社青森銀行と国立大学法人弘前大学との連携協力協定書

株式会社青森銀行（以下「甲」という。）と国立大学法人弘前大学（以下「乙」という。）は、地域の貢献と相互の発展に資するため、互いに有する資源に基づく交流を促進し、様々な分野で連携協力するため、次のとおり協定書を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、それぞれが保有する知的・人的資源等を有機的に活用し、地域の発展と産業の振興に寄与することを目的として、相互に連携協力をを行うものとする。

### （連携協力）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携協力するものとする。

- (1) 地域文化・地域産業の発展と地域の課題に関する情報交換及び支援
- (2) 新技術・新規事業分野及び事業化（大学発ベンチャー等）に関する情報交換及び支援
- (3) 教育、人材育成及び生涯学習に関する支援
- (4) 地域経済の研究に関する情報交換及び支援
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事業

2 前項の各事項に関する具体的な活動内容については、個別に甲乙協議を行ったうえで決定する。

### （秘密保持）

第3条 甲及び乙は、前条の連携協力により相手方から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。）を、相手方の事前の承諾を得ず第三者に開示若しくは漏洩し、又は第1条に定める目的以外の目的で利用してはならない。ただし、次に掲げる情報は除くものとする。

- (1) 相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は相手方からの提供後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から提供を受けたときに既に保有していたもの、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に開発したもの
- (4) 法令により開示を求められたもの

2 甲及び乙は、前条の連携協力に係る情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

3 甲及び乙は、本協定が第4条に定める有効期間の満了又は第5条第1項による解除により効力を失った後も、前2項による秘密保持の義務を負うものとする。

### （協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があつた場合を除き、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

### （協定の解除）

第5条 甲又は乙は、相手方に対して1か月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に対して何ら責任を負うことなく本協定を解除することができる。

2 前項の場合において、甲及び乙は、実施中である個別案件の取り扱いについて別途協議するものとする。

### （協議解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用にあたり疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成19年4月25日

青森市橋本一丁目9番30号

（甲） 株式会社青森銀行

取締役頭取

カロ福善貞



青森県弘前市文京町1番地

（乙） 国立大学法人弘前大学長

遠藤正彦

